

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

通報

四月二十四日號

寄特別
稿
内閣情報部参考 菊池 寛
個人の税金はどう變つたか
精動機構の改組
外貨獲得と農林水産物
北歐電撃作戦の一考察
北歐三国と英獨ソ
新東亞、百二十億の貯蓄から
二千六百年史抄 (二)

第一八四號

昭和十五年十月一日發行

(毎週一回水曜日發行)

内閣印刷局印刷發行

五錢



(判LA51格規定國はさき大の書本)

露光量違いにより重複撮影



全國民默禱の時間

四月廿五日午前十時十五分

魂 仰 げ 忠 魂

週報 (第一八四號)

内閣情報部編輯

精勤機構の改組について
内閣情報部

税制改正によつて
個人の税金はどう變つたか
大蔵省

外貨獲得と農林水産物(上)
農林省

新車販百二十億の販賣から
内閣情報部

北歐三国と英獨ソ
外務省情報部

35号
一九三六年史抄下二
内閣情報部

内閣情報部

四月廿二日(金)
支障なき限り、来る廿日以降
廣東の一般貿易を許可する旨南
支陸軍最高指揮官聲明 ▶オ
ランダよりノルウェー海岸に
至る北海々上の相當範圍に機雷
敷設し、日英海軍發表

有田外務大臣聲明 ▶石炭品位
取締規則公布(五月一日施行)

▼英軍、ノルウェー海岸數ヶ
所に上陸せる旨英發表

四月廿六日(土)
精勤機構改組要綱、閣議で決
定

▼北支經濟協議會北京に開
催 ▶ノールタエ國王並びに
政府、スウェーデンに亡命せる

大使と天津問題等に關し會談
ノルウェー軍人監察團に關す
る用意改正の勅令公布、除隊
後の退役官員の官費の治療を受け
られる等による。 ▶汪精衛、
和平反共建國運動に關し廣東
より放逐 ▶中央銀行總裁委
員會聲明表せる

四月廿七日(日)
阿部信行特命全權大使晴れの
出發 ▶鎮守府長官異動發表
ノルウェーの戰禍蘭印への波及は、
東亞の平和及び安定上好まぬ旨

重する旨ハル米國務長官聲明

露光量違いにより重複撮影

魂忠げ仰



全國民默禪の時間
四月廿五日下午三時十五分

週報

(第一二八四號)
(四月二十四日)

内閣情報部編輯

精勤機構の改組について

内閣情報部：二

税制改正によつて

個人の税金はどう變つたか

大藏省：八

外貨獲得と農林水産物（上）

農林省：七

新東亞百二十億の貯蓄から

国民貯蓄局：四

北歐電撃作戦の一考察

内閣情報部：三

北歐三国と英獨ソ

外務省情報部：七

特別二十六百年史抄（十二）

内閣情報部：三

菊池寛・望

花火周回

四月廿一日（金）	有田外務大臣聲明	▽石炭品位取締規則公布（五月一日施行）
▽支那をき限り、來る廿日以降廣東の一般貿易を許可する旨南支陸海軍最高指揮官聲明	▽オランダよりノールウェー海岸に至る北海々上の相當範圍に機雷を敷設した旨英海軍發表	▽英軍ノールウェー海岸數ヶ所に上陸せる旨英發表
四月十三日（土）	▽谷外務次官クレーギー英大使と天津問題等に關し會談	▽精勤機構改組要綱、開議で決定
▽「歸鄉軍人醫療接護」に關する規定改正の勅令公布、除隊後の發病も官費の治療が受けられるやうになる	▽北支經濟協議會北京に開催	▽ノールウェー國王並びに政府、スウェーデンに亡命せる旨獨放送
和平反共建國運動に關し廣東より放送	▽江精衛	▽太平洋における現狀維持に對する日本政府の固き決意を高く評價すると佛昭明
▽中央銀行鑄幣委員會章程發表される	▽大島健一、小幡酉吉、竹越與三郎の三氏稱賀開官に任せらるる	▽太陽水
四月十五日（日）	▽阿部信行特命全權大使晴れの出發	▽大島健一、小幡酉吉、竹越與三郎の三氏稱賀開官に任せらるる
▽鎮守府長官異動發表	▽歐洲の戰禍蘭印への波及は、東亞の平和及び安定上好まぬ旨	▽戰爭の遂行によつてのみ事變を解決し得る旨馬淵支那派遣軍報道部長談發表
▽武漢民衆に和平建國の熱意を放送	▽蘭印の現狀維持を尊重する旨ハル米國務長官聲明	▽汪精衛、武漢民衆に和平建國の熱意を放送

精動の機構改組について

内閣情報部

反共和平建國の大旗の下に、支那四億の民衆の輿望を擧つて躍起した汪精衛氏は、重慶政權のあらゆる妨害を屏目に、國民政府の改組遷都の大業を完成した。帝國はこの新中央政府を支持し、その育成發展のために全幅の協力を惜しまぬことは、過般米内首相が中外に聲明した通りである。しかしながら、勿論これで事變が終結したのではない。今後に於ても帝國は不動の大方針に基づいて、斷々乎として重慶政權の徹底的壊滅に向つて邁進することは云ふまでもない。聖戰の鉄先は、東亞新秩序建設完遂に向つて突き進めるのみである。

今や歐洲戰亂は漸く風雲急を告げ、國際狀勢の歸趨は實に一刻の豫断も許さない。この複雜混沌たる國際世局の渦中に棹さして、その所信を貫徹せんとする帝國の前途は極めて多難と云はざるを得ない。我々はこの際懇摯を新たにして、不撓不屈萬難を排して斷乎國策の遂行に邁進する不退轉の決意を固めなければならない。これが爲めには國家總力戰態勢を一層整備強化し、國家の總力を擧げて時艱

に對處し得る方途を講ずることが喫緊の要務である。

この事たる政府の適切有效なる施策に俟たなければならぬことは勿論ではあるが、同時に國民自らもよく時局の重大性を認識し自ら進んで政府に協力し、全國民の力によつて國策を推進することが絶対不可少の要件である。如何に完備した法令が施行されようとも、國民の協力がこれに伴はなければ到底その完全な實效を收めることはできない。こゝに、國民精神總動員運動が時局の推移と共に一層の重要性を加へ來つた所以が存するのである。しかも、時局の現状は徒らに論議に時を費すを許さない。一刻も速かに全國民の生活を戰的に轉換せしめることが必要である。勿論從來の精動運動もこの點に力を注ぎ、その效果大いに見るべきものがあつたのではあるが、時態の深刻化は現状に止ることを許さず、更にこの際、本運動を物心兩面に亘り飛躍的に強化することを必要とするに至つた。

こゝに於て政府は、時局の新段階に即應し、國民精神總動員機構の全面的改組をなす必要を痛感し、關係方面と寄せ協議を遂げると共に、閣議に於て慎重審議を重ねた結果、この程漸く成案を得て、去る十六日の閣議に於て「國民精神總動員機構改組要綱」を正式に決定するに至つた。

今回の改組に當つて、まづその前提として考へられたことは、從來の精動運動の題目が餘りに廣汎多岐に亘つた嫌ひがあり、これが爲めに、かへつて實踐の重點を失ひ、運動の實效を收める上に遺憾の點

があつたやうに思はれることに省みて、今回は理論を排し専ら實踐に重きを置き、總力戰遂行に絶對に必要な具體的事項につき、國策に即應した企畫を立て、これの國民的實踐を確保して行かうといふ事であつた。

だからといつて、決して物の方面のみを問題とするのではない。國民の實踐はあくまでも精神力が基礎にならなければならぬ。戰時經濟の運行に當つても、國民の精神力が確固不拔でなければその萬全は期し難い。この意味に於て、大いに國民精神を昂揚し、堅忍持久の精神力を振起し、百姓を苦しめし萬苦に堪へ、一意聖戰目的の貫徹に邁往する底の國民的氣魄を鍛成することが、最も重要な先決問題である。本年は恰も紀元二千六百年の曇古の盛時に當つてゐるのであるから、舉國の大精神を宣揚し、聖戰の意義を國民に徹底せしめるには好箇の機會である。崇高なる此の大精神に淵源する確固不動の精神力の上にのみ、國策に協力する國民の實踐が湧き上るのである。新たに生れる精勤はこゝに主眼を置き、旺盛なる精神力の振起を發足とし、個々の具體的實踐項目は重點主義に則り、さし當り最も必要とするものからとり上げて、その實踐を徹底的に確保して行くといふ行き方で進もうとするのである。しかも、この實踐事項の具體的企畫に當つては、あくまでも都市社會と農村社會との根本的差異を正確に認識し、その企畫を、それ／＼の社會の實體に即應せしめるやうに工夫しなければならない。

従つて運動の機構も、これ等の要請に應じ得るやうな方向に改組が行はれたわけである。先づ掲げられる要點は、中央機構の一元化の問題である。

從來は本運動の根本企畫は、内閣總理大臣の管理に屬する國民精神總動員委員會が之に當り、純民間團體たる國民精神總動員中央聯盟がこの根本企畫に基づき、第二次的な實施上の企畫をなすと共に、その加盟團體を動かして運動を展開すると云ふ行き方を探つて來たのである。しかし、この機構の一本建はやゝもすれば煩瑣であつて實際に即さないのみならず、時局の重大化に伴ふ迅速かつ強力な運動の展開には不適當な點が少くないので、今回これを一元化し官民一體の運動本部を設け、運動の企畫及び實施の一切をこの機關に擔當せしめることとしたのである。

更に本部の會長には内閣總理大臣自らこれに當り、副會長には内務大臣及び民間人たる本部の理事長を以てこれに充て、また各大臣及び關係官吏並びに貴賈兩院議員、言論機關の代表者、有力民間團體の代表者及び學識經驗者等廣く民間各方面の有力者を、それ／＼顧問、理事、參與等の役員に配して、完全に官民抱合の形を整へたばかりでなく、政黨の人々に對しても從來以上の密接な關係に於て參加を求め、眞に舉國一致の質を備へ得たことは、本運動を、國民を基調とする運動たらしめる上に於て大なる效果を収めたものと確信する。更に今回の改組に於て、全國務大臣が本部の顧問としてみづから陣頭に立つて運動を督導推進することとなつたことは精勤運動的一大飛躍である。

次に今回の改組に於て注目すべき點は、地方機構の改組である。即ち、道府縣に於ては、中央の機構に準じ地方長官を會長とする官民一體の道府縣本部を設けるほか郡及び市に運動の連絡指導機關を新設し、市町村に於ける實踐網の整備強化を促進することとしたのである。かくの如く、上は府縣から下は各市町村の部落及び町内會に至る一貫した組織が整備されたことは、地方に於ける本運動の割期的進展を示すもので、ひそかにその實果を期待してゐる。

更に地方に於けるこの機構改組に伴つて、一般地方行政の監督官廳である内務省を中央機構の中に關係せしめたことも、地方の本運動を促進する上に與つて力あることと思ふ。また道府縣に於ける民間有力者を中央本部の役員としたことは、民意を基調とする建前を一層強化するのみならず、地方の實情に即した企畫を爲す上に、少からざる役割を果すであらう。

最後に、今回の改組に於て注目すべき點は、全國的に強力な組織を有する有力團體を重點主義により援助助成し、その活動を促進することによつて、實行項目の實踐を側面から督勵せんとする事である。これによつて本運動を、上から下への官製運動ではなく、國民自體の中から盛り上る自發的運動たらしめるための素地を作り得たものと思ふ。

以上の數點に狙ひを置いて、今度の改組が行はれたのである。勿論精勤の實績が舉るか否かを悉く機構の良否に歸することはできない。要は、その機構を運営する人と、この運動に參加する全國民

の心構への如何によることは、今更多言を要しない。

わが國現下の國情は、議論を超越した大乘的な立場からする實踐を要求してゐる。全國民打つて一丸となり、強力日本建設に向つての實踐あるのみである。しかるに現状は、やゝもすれば國力を賭しての大戰爭の行はれてゐることを忘れ、同胞の尊い生命の犠牲に於て己れのみ暴利を貪らむとするが如き、憎むべき非國民的行爲が平然として行はれる事實のあることは、洵に痛憤に堪へない。戰爭の慘禍に見舞はれない幸福に押れて、この國家非常の秋に於ても、なほ平和時代に於ける個人自由の夢を棄て去らず、自己の利益を追及することに日も尚ほ足らざる者があることは、憎みてもなほ餘りあることと云はねばならない。有史以來未嘗有の難局に直面してゐる我々國民は、今こそ世界に誇るべき傳統的國民精神を總動員し、聖戰遂行の至上命令の下に一切の私心を去り、私益を棄てて舉國一體となり、以て東亞新秩序建設の大業翼賛の道に邁進しなければならない。

今や三度展開せんとする國民精神總動員運動を、眞に國民自らの愛國運動として力あらしめるために、全國民各位の衷心よりの御協力を切にお願ひする。

個人の税金はどう變つたか 税制改正によつて

今回の税制改正によつて個人の税金はどう變つたか
個人の税金といつても、入場税とか、遊興、飲食税のやう
な消費税的なものは別とし、直接納める税金、即ち、直
接税について、以下簡単に説明することにしませう。

の所得のある人には所得税がかゝり、また土地を所有して居れば地租、營業を經營してゐれば營業収益税、資金や公社債、預金の利子等があれば資本利子税がかゝるといふ仕組になつてきました。

次に地方税では、府縣税としては所得税附加税、地租及び營業収益税の附加税などがかかり、家屋を所有する

所 得 稅 附 加 稅	(廢) 地租附加稅
府 縣 (稅 營業 稅 附 加 稅)	家 屋 稅 (稅 營業 稅 附 加 稅)
市 町 村 (稅 營業 稅 附 加 稅)	地 租 附 加 稅 (稅 營業 稅 附 加 稅)
そ の 他	そ の 他
市 町 村 (稅 營業 稅 附 加 稅)	地 租 附 加 稅 (稅 營業 稅 附 加 稅)
そ の 他	そ の 他
府 縣 に 還 付 さ れ、 地 方 團 體 は こ れ に 對 し 約 三 倍 の 附 加 稅 を 課 稅 す る こ と と な つ た の で あ り ま す。	家 屋 稅 附 加 稅 (稅 營業 稅 附 加 稅)
右の外にも、營業者について、昭和四、五、六の三年の平均利益を超える利益、または昭和九、十、十一の三年の平均利益を超える利益に對して課稅される臨時利得稅、財產を相續した場合に課稅される相續稅などの國稅が從來から課稅されて居り、今後も課稅されますが、これ等については相當の改正が行はれました。	市 町 村 民 稅
以上述べたところによつて、個人の稅金の改正前と、改正後の仕組を分り易くする爲めに圖解してみると、次の通りになります。	

人には家屋税が課税されておりました。また市町村税としては、地租及び營業収益税の附加税、家屋税附加税の外、戸數割、戸數割を課税しない市町村では特に所得税附加税などが課税されてゐたのであります。

税 方 地		所得税附加税	(廢止)
府	家屋税	地租附加税	地租附加税
県	營業収益税附加税	營業収益税附加税	營業税附加税
その他の			その他
市	地租附加税	地租附加税	地租附加税
町村	家屋税附加税、 營業収益税附加税	家屋税附加税、 營業税附加税	家屋税附加税、 營業税附加税
その他	(税) 戸數割又は所得税附加税	市町村民税	市町村民税

以下改正後の各税について、課税方法、税率等の概要を述べることとします。

所得税は、分類所得税と総合所得税との二種類に分れてをります。

所得税

分類所得税は、所得をその性質に応じて、不動産所得、配當利子所得、事業所得、勤労所得、山林の所得及び退職所得の六種に区分し、負担力に応じてそれべく異つた税率で課税することになつてゐるのであります。

勤労所得のうち、甲種の勤労所得は源泉課税であつて、わが國では始めての試みであり、一般勤労大衆との関係も深いので特に前號で説明しましたから、本號では説明を省略します。

不動産所得は、土地家屋の賃貸料、小作料などの

所得で、前年中の収入金額から必要経費を引いて計算するのであります。事業所得には基礎控除がありますが、不動産所得には基礎控除がなく、その代り二百五十圓の免稅點が設けられてあります。同居家族の不動産所得をも合算して二百五十圓未満の場合には課税されませんが、二百五十圓以上になればその全額に課税されます。税率は百分の十、即ち一割であります。

不動産所得を有する人の扶養家族は、一人につき十二

圓づゝ不動産所得の税金から控除されますし、その人が自分や自分の家族を保険金受取人とする生命保険を契約してゐる場合には、前年中に拂込んだ保険料の總額に應じ四十八錢乃至十二圓をやはり不動産所得の税金から控除されます。

配當利子所得には、甲種と乙種とがあります。甲種は銀行預金の利子とか、公社債の利子または株式の配當などにかかるもので、銀行で利子や配當を貰ふとき税金を天引きされる、つまり、甲種の勤労所得と同じ源泉課

税であります。税率は、國債の利子は百分の四、地方債

の利子は百分の九、その他は百分の十ですが、配當金については一割を差引いた残額に課税されるのであります。

乙種は、營業でない資金の利子や外國で支拂を受ける公社債の利子などにかかるもので、百圓の免稅點が認められてゐて、これ等の利子の合計が百圓に達しなければ課税されません。税率は百分の十であります。

なほ配當利子所得に付ては扶養控除、生命保険料控除は認められません。
事業所得にも甲種と乙種とがあります。甲種は營業者にかかるもので、その營業の範圍はもとの營業収益税のかかる營業と大體同じであります。が、鑛業、湯屋、理髮美容業、演劇興行業などにも課税されることになつてります。乙種は農業、畜産業、水産業などの原

業者にかかるもので、その營業の範圍はもとの營業収益税のかかる營業と大體同じであります。が、鑛業、湯屋、理髮美容業、演劇興行業などにも課税されることになります。乙種は農業、畜産業、水産業などの原

は認められません。

11

10

乙種の勤労所得 には、外國から貰ふ給料賞與など
の外に、十人未満の使用人しか使はない個人の商店、工
場などから貰ふ給料賞與などが入るのであります。前
年中の收入金額から基礎控除の七百二十圓を差引いた残
額に百分の六の税率でかかるのであります。

山林の所得 といふのは、山の立木を伐つたときの
所得で、前年中の收入金額から必要な経費を差引いて計
算するのであります。事業所得と同じやうに五百圓の基
礎控除を差引き、殘額を二階級に分けて、千六百圓以下
の場合は百分の五、千六百圓を超える場合は、千六百圓ま
では百分の五、千六百圓を超える部分には百分の七・五
の税率で課税されるのであります。

退職所得 といふのは、官公吏、會社員などが退職
した際に支給される一時恩給や退職給與などをいふので
あります。即ち、一個所から貰ふ分が一萬圓を超える場合
に、その超える部分にだけ課税されるのであります。税
率は百分の六から百分の四十までの累進税率になつてを
ります。

得税は課税されません。

は最低五千圓を超える金額に對する分百分の十から、最
高八十万圓を超える金額に對する分百分の六十五に至る
累進税率であります。

總所得の計算は大體前年中の實績によることとなつて
ります。即ち、公社債、預金等の利子は前年中の收入
金額から四割を引いた金額、株式配當は前年三月から本
年二月までの收入金額(但し借金して株式を取得したときは
この借金利子は差引きます)、俸給、給料、賞與等は前年
中の收入金額、その他は前年中の總收入金額から必要經
費を差引いた金額(但し水産業の所得は前三年の實績の平均)
によつて所得を計算することになつて居ります(尚ほ分類
所得税では基礎控除が認められますか、これは分類所得税だけ
のことです)。

總所得が五千圓を超えた場合に、綜合所得税が課税さ
ることとは右に述べた通りであります。但し、總所得が一万
圓(同居家族の所得を合算して)以下の場合は、總所得中に
勤労所得があれば、その勤労所得の一割が差引かれるの
であります。差引いた殘額が五千圓以下となれば綜合所
得税はありません。

分類所得税は、大體以上のやうなものであります。では分類所得税はどうして課税されるかといひますと、源泉課税の所得即ち、甲種の配當利子所得、甲種の勤勞所得、甲種の退職所得(稅法施行地で支拂を受ける退職給與等)はこれ等の所得の支拂を受ける際、支拂者が稅金を天引して徴収し、その他の所得はすべて稅務署で調査して決定するのであります。でありますから、不動産所得、乙種の配當利子所得、事業所得、乙種の勤労所得などのある人は、毎年三月十五日までに(今年は四月三十日迄)前年の所得の種類金額などを申告し、同時に扶養家族の控除の申請や、生命保険料の控除の申請をしなければなりません。本年三月十五日までに一度申告した人でも改めて申告が必要であります。

綜合所得税

次に綜合所得税は、その人のすべての所得を綜合して
その總額が五千圓(同居家族の所得を合算して)を超える場
合に、その超える部分に課税されるのであります。稅率
は分類所得税と同様であります。源泉課税の所得即ち、甲種の
配當利子所得、甲種の退職所得(稅法施行地で支拂を受ける退職給
與等)はこれ等の所得の支拂を受ける際、支拂者が稅金を天引して徴収し、その他の所得はすべて稅務署で調査して決定するのであります。でありますから、不動産所得、乙種の配當利子所得、事業所得、乙種の勤労所得などのある人は、毎年三月十五日までに(今年は四月三十日迄)前年の所得の種類金額などを申告し、同時に扶養家族の控除の申請や、生命保険料の控除の申請をしなければなりません。本年三月十五日までに一度申告した人でも改めて申告が必要であります。

综合所得税は、從來の第三種所得税と同様、稅務署で
所得額を調査決定して課税することになつて居ります。
従つて總所得五千圓を超える人は、毎年三月十五日まで
に(本年は四月三十日まで)所得の種類金額などを申告し
なければなりません。本年三月十五日までに申告をした

人でも改めて申告が必要であります。

公社債や銀行預金の利子等は今回の改正によつて總所

得に総合されることになり、総合に際しては四割を控除

されることは前にも一寸述べましたが、納稅者が申請し

た場合には、利子支拂の際百分の十五の税率で、総合所

得税の課税を受けることができることになつてをります。

臨時利得税

從來は昭和四、五、六の三ヶ年の平均利益を超える利益即ち甲種利得と、昭和九、十、十一の三ヶ年の平均利益を超える利益即ち乙種利得の二種類によつて課税されてゐたのであります。今は右のうち甲種利得を廢止し、

昭和九、十、十一の三ヶ年の平均利益を超える部分の利益を利得として、百分の三十の税率により課税されることとなりました。

新規開業者などで昭和九、十、十一の三ヶ年の平均利益のない人は、七千圓か、現在の利益の三分の一

か、どちらか多額な方の金額を平均利益とするに改められました。

その他は今までと大體同様であります。

相續税

相續税については、まづ税率が引上げられ、總稅額で三割程度の増稅が行なることとなつたのであります。

家督相續第一種(直系^{血統}屬が相續する場合)を例にとつて見ますと、相續財產五萬圓として改正前は六七五圓の稅金でしたが、改正後は一、〇〇〇圓、十萬圓として改正前は一八七五圓の稅金でしたが、改正後は四、一〇〇圓となります。

新らしい制度としては、死亡の場合の家督相續に於て相續財產が五萬圓以下のものについては、相續當時の被相續人の扶養家族一人につき千圓を財產價格から控除されこととなつてをります。前の例で五萬圓の相續稅は一、〇〇〇圓となります。この場合扶養家族が三人あるとすれば、五萬圓から三、〇〇〇圓を控除した四萬七

千圓に課税されることになり、従つて稅金は九一〇圓で済むことになります。又死亡の場合の遺産相續

に於ても相續財產が三萬圓以下のときは、被相續人の親權に服してゐた子一人につき千圓を財產價格から控除されることになつて居ります。

配當利子特別稅

本稅は從前の利益配當稅と公債及び社債利子稅を合體したもので、配當金については、配當率年一割の割合を以て算出した金額を超える金額、國債利子については、

利率年四分の割合を以て算出した金額を超える金額、國債以外の公債又は社債の利子については、利率年四分五厘の割合を以て算出した金額を超える金額に對し、それぞれ百分の十五の税率により課税されるのであります。

課税の方法は源泉課税で、配當金や利子の支拂を受ける際銀行等で税金を天引するのであります。

營業稅

前に述べたやうに、營業稅は一部は國で徵收しますが、その收入は全部徵收地の道府縣に還付されるので實質は地方稅なのであります。

營業稅を課税される營業は、分類所得稅の甲種の事業所得に掲げてあるものと同一であります。

營業稅は、營業の純益に課税されるのであります。純益は前年中の收入金額から必要の經費を控除して計算するのであります。純益が四百圓未満のときは營業稅を課税されません。

稅率は、國で徵收する分は純益の百分の一・五であります。純益は前年中の收入金額から必要の經費を控除して計算するのであります。純益が四百圓未満のときは營業稅を課税されません。本年三月十五日までに營業純益の申

告をした人でも改めて申告が必要とのあります。

家屋税

家屋税は從來道府縣税として課税されて來ましたが、負擔の公平を期するために、今回の改正を機に國税に移管されることになったのであります。併し、營業税と同じやうに一部は國で徵收するけれども、その收入の全部は徵收地の道府縣へ還付されるのであります。

國で徵收する分の稅率は貨貸價格の百分の一・七五であります。が、附加稅として道府縣が貨貸價格の百分の一・七五程度、市町村が貨貸價格の百分の三・五程度をとるので、合計では貨貸價格の約百分の七になります。

家屋稅の課稅標準は貨貸價格であります。が、この調査には相當の時日を要しますので、國稅移管は昭和十七年分から實施することとし、昭和十五、十六の二年間は今まで通り地方稅として徵收されるのであります。

市町村民稅

從來の戸數割は廢止され、それに代るべきものとして、新たに市町村民稅が課税されることになつたことは前に述べた通りであります。

市町村民稅は、市町村内に一戸を構へる個人、一戸を構へなくとも獨立の生計を營む個人、または市町村内に事務所とか、營業所とかを有つてゐる個人に課稅されるのであります。が、貧困のため公私の救助を受ける者や扶助を受ける者には課稅されません。

稅額は法律によつて一人當りの平均額が定められてゐて、人口七十萬以上の市は三千圓、その他の市は五百圓、町村は千圓を超えることは出來ないこになつてをります。



外貨獲得と農林水產物（上）

農林省

ゆる圓ブロックへの輸出が激増したことによるのである

昨年のわが國の對外貿易の情況は、輸出三十九億三千二百萬圓（内地及び樺太三十五億七千五百萬圓）、輸入三十一億二千七百萬圓（内地及び樺太二十九億一千七百萬圓）であつて、昨年初めに於ける豫想が一般に悲觀的であつたのに反して、四月以降出超を重ね、結局、貿易戻りは、八億五百餘萬圓（内地及び樺太六億五千八百萬圓）といふわが貿易史上未曾有の出超振りを見たのである。即ち、一昨年に比較すると、輸出は三割五分、輸入は一割をそれく增加し、貿易戻りは一昨年の出超六千餘萬圓（内地及び樺太二千六百萬圓）に對し、更に七億四千五百餘萬圓（内地及び樺太六億三千二百萬圓）を增加してゐる。

これは主として、關東州、滿洲國及び支那、即ち、いは

時局下、輸出の重要性

ゆる圓ブロックへの輸出が激増したことによるのであるが、まだ第三國向輸出も一昨年に比すれば二割の増加で、その總額は十八億五千萬圓（内地十八億三千九百萬圓）に達したのである。しかしながら、第三國との貿易は尙ほ四億五千六百萬圓（内地四億五百萬圓）の入超を示してゐる。この圓ブロック向輸出の激増したのは、滿洲國の產業五ヶ年計畫及び北遼振興計畫等の進行、支那に於ける産業開發及び治安宣撫工作、兩地に於ける軍事特殊需要、内地以上の物價昂騰による思惑輸出等によるのである。

第三國向輸出が相當の増加を見たのは、歐洲戰爭の勃發による海外に於ける物價の上昇、及び需要の増加、競争國の輸出力の後退、國內に於けるリンク制の採用、保稅工場の活用、輸出資金前貸損失補償制、輸出補償制の擴充、外國爲替基金の設定、各種の物價及び物資の統制、

策等の効果がかなり顯はれてきたこととか、農林水産物の輸出増進が相當にあつたこと等によるのである。而して又その輸出増加が未だ前記の程度に止つた理由は、一面、前大戦の時と異り、わが國が支那事變に際會してゐるため既に國內に於ける物價が比較的高く物資の国内需要も相當多いこととか、他面、歐洲戦争がまだ物資の大消耗戦にはなつてゐないこととか、交戦國が速早く爲め管轄や輸入制限の強化を圖つたこととか、又海上の危険が増大して輸送も困難となつた市場が多いこと、などの事情によるのであらう。

對第三國輸入貿易が依然多額に上り尚ほ入超が前記のやうになつたのは、時局關係資材の輸入が依然旺盛であるためである。

生産力擴充計画は、本來圓ブロック内に於て、重要物資の自給自足を圖らうとする計畫であるけれども、計畫完成の日までは手段として、又過渡的にしろ、その資材を第三國の輸入によらねばならないのは、その性質上當然である。わが國の戰時經濟が第三國たる海外に依存

する傾向はかなりに強いのである。

これ等の事情を織込んだ物資動員計畫に於ては、物資の國內消費をできるだけ節約してゐるけれども、第三國に對する輸入力は尙ほ巨額なものが必要としてゐるのである。では戰時經濟の遂行上、かくも必要な輸入力は何から生ずるかといふと、それは即ち貿易及び貿易外の收入によるのである。けれども、貿易外收入について見るに、船舶の徵用、最近の海上不安との他から見て、船舶の運賃收入には自ら限度があり、又、第三國に投資の少いわが國はこれに基づく利子收入も殆んどない。其の他の貿易外收入も極めて少いのである。従つて輸入力は現在のわが國では、主として商品の輸出と金銀の現送の力による外はないから、輸出貿易の振興は極めて重要な意義を持つてゐる。しかも輸出貿易は第三國向のそれでなければ、目下わが國に必要な對第三國決済力を生じないのである。

農林水産物輸出の重要性

そこで、政府は各種の輸出振興策を審議立案して、關係各廳でそれゝ實行してゐるのであるが、輸入原材料による輸出品の振興策については、すでに本誌上にもしぱしば紹介された。

しかるに、輸入原材料を主として用ひる輸出品は、その輸出額が多額に上つても、それは名目的なものであつて、眞實の外貨獲得純分ともいふべきものは割合に僅少なものである。例へば、輸出の大宗たる紡織物、綿糸及び紡錠品について見るに、昨年に於ける輸出額は三者合計して五億三千六百八十一萬圓であるが、同年の第三國より輸入した原料棉花は四億一千七百萬餘圓であるから、外貨獲得純分は概算一億二千九百萬圓といふことができよう。生絲の輸出額が五億六百八十四萬圓であつて、これに要する輸入原材料を強ひて擧げれば、肥料の若干と、包装用紗絲の原料棉花等が考へられるけれども、殆んど名目的にも實質的にも外貨獲得分が異ならぬに比べると大きい相違があるのである。

この事情は、昨年名目的な輸出額が第三國向及び圓ブ

ロック向とともに、ほど同額に近かつた人絹製品と煙草詰食料品についても當然と思はれるのである。

勿論、わが國の對第三國貿易は最近に至る迄産業構成を反映して、纖維製品、陶磁器、玩具、石鹼、ブラン等の他の雑品の輸出を躍進させて發展してきた關係もあり、國內資源の關係からいつても必要があるので、輸入原材料による製品の輸出貿易は尙ほ一層力を盡さねばならない。しかしその輸出に當つては、殊に現在の國際情勢に鑑み、原料國の政策的な意圖や感情によつて輸出の統制を受けたり、その國の物價狀況に支配される所が多く、また最近には、わが國の國內に製品が流入することに對する心配も尚ほ濃いのである。故に時局重大なわが國戰時經濟の運命を全部かうした輸入原材料による輸出貿易に托すことはできない。

勢ひ原材料も殆んど全部國產である物の輸出に力を注いで、外貨獲得力を増すことを期待すべきであるが、わが國のかゝる輸出國產品とは大體これを輸出農林水產物であると言ふも過言ではなかろう。

第一表

內地主要農林水產物品目別輸出額

白香山集

内地主要農林水產物圓		竹木製品		魚花疊	
目別		同		同	
(A) 城郊別		國外別		國外別	
品目	(B)	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年
農產物	BA	一千四百九十五	一千四百九十七	一千四百九十八	一千四百九十九
蠶絲類	BA	九十二	九十二	九十二	九十二
畜產物	BA	九十六	九十六	九十六	九十六
林產物	BA	九十六	九十六	九十六	九十六
水產物	BA	九十六	九十六	九十六	九十六
計	BA	三千四百九十五	三千四百九十七	三千四百九十八	三千四百九十九

昨年生絲の輸出額は紡織物を約一億圓超す。昭和六年來譲つた輸出貿易の王座を再び占めたのである。また罐詰食料品、水産物、植物油、除蟲菊、茶その他の輸出躍進が顯著である。又それは、次の輸出貿易品類別百分比調べを見れば、食料品及び原料品の比率増加となつて現はれてゐることが分る。

、內地對米主要輸出品輸出額表

昨年生絲の輸出額は綿紡物を絶対圓満に取扱つた輸出貿易の王座を再び占めたのである。また穀類と食料品、水産物、植物油、除蟲菊、茶その他の輸出躍進が顯著である。又それは、次の輸出貿易品類別百分比調べを見れば、食料品及び原料品の比率増加となつて現はれてゐることが分る。

內地對英主要輸出品轉口額

右の傾向は、いづれも事變前に於ける最近のわが國輸出貿易の一般的特色とは反した傾向であるが、第三國向について見るも、第三國向及び圓ブロック向の合計について見ても、この傾向があるのである。これは農林水產物の輸出は小麥粉及び水產物中の乾鹽魚介を除き、大部 分英米その他の諸國を主とした第三國に仕向けられるためであるし、又歐洲戰爭の好影響も多分に認められるが、一方農林省を初め關係各廳の指導施設に俟つ所も多々、後述するやうな輸出農林水產物に關係する幾多の生産者團體や、これと一致協力してゐる輸出業者の並々ならぬ努力も大いに買はねばなるまい。

萬葉集

以上述べたやうに、戦時經濟の圓滑な運營上に重大な意義を持つ輸出農林水產物としては、どんな物があるかといふと、昨年五億を超える外貨を獲得した生絲を始め極めて多種多様である。試みに、その中から拾つてみると次のやうなものがある。

農產物

米、糴。豌豆、隱元豆等豆類。小麥粉等穀粉類。小麥澱粉
馬鈴薯澱粉、甘藷澱粉等澱粉類。芋子^{カクナ}、麥芽、亞麻子、芥子^{カブシ}、
蘿蔔種子等種子類。玉蕊、馬鈴薯、甘藷等生蔬菜。
乾薑^{乾姜}

卷之三

絲。層絲。真絲。玉絲。生絲。絹織絲。

112

卷之三

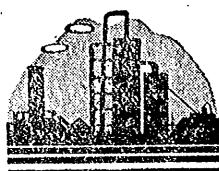
畜産物
鮪、鰯、蟹、蠣、鮑、鰐、貝柱等燶罐詰。魚油。鯨油。冷凍
鮮魚介。鹽魚介。寒天。魚粉。昆布。海參。乾貝柱。乾鰐。
乾鰐。乾鮭。乾鱈等乾魚介。真珠。珊瑚。貝殼。

鳥卵。液卵。粉卵等卵製品。煉乳。粉乳。バタ、人造バタ等
乳製品。豚毛。羽毛。毛皮。鳥獸肉罐詰。

これ等の輸出農林水產物が、狹い國土を有して近來ますます工業化の過程を辿つてゐるわが國で、よく生産され且つ輸出され得るといふところが、英本國などと違つたわが國固有の特色である。この間の事情は、次

のやうな簡単な常識を想ひ起せば容易に理解できると思ふ。





新東亞

國民貯蓄奨勵局

百二十億の貯蓄から

戸毎村毎國財政省或ひは又「一億心百億貯蓄」等の目じるしを掲げて進んできた。國民貯蓄奨勵運動は、この四月からいよいよその第三年を迎ることとなつた。

去る三月三十日支那にはめでたく反共親日の新中央政府が誕生し、事變は建設段階に入つて漸々と歩みを進めてゐるが、東亜新秩序建設の後押しをするものは、銃後の力、殊にお金と物との力である。このお金と物とを生みだす原動力は、國民一致の節約と貯蓄である。また物難極りない國際情勢の中にあって、わ

こで、今後の方針を述べるに先づつて、順序として先づ今日までの成績を顧みよう。

これまでの成績

第一年目の昭和十三年度の貯蓄増加目標額は八十億圓であり、第二年目の昨年度の目標額は百億圓であったが、第一年の成績は七十三億三千三百萬圓、即ち目標額に對して遺憾ながら六億七千萬圓ほど足りなかつた。その原因として、公債の發行が豫定額に達しなかつた、即ち、それだけ政府の撒布資金が少く、民間には貯蓄に振向ける元がなかつたとも云へるのであるが、決して満足な成績ではなかつた。

昨年度は各種の資料がまだ揃つてゐないため三月末までの成績は分らないが、それを二月末までについて見ると九十五億三百萬圓であつて、もし三月一ヶ月間

に昨年の三月と同額だけできるとしても、優に百億圓を突破することとなり、一億一心となつて進んできたその努力が實を結んだものといふことが出来る。殊にこの貯蓄の中には、第一線の將兵が遙か大陸の戰線から銃後を思つて僅かの給與を節約して故國へ送つて來たものや、幼い兒童が學業の餘暇に汗で稼いだ僅かのお金も、無駄を使ひせずに貯めたものも含まれてゐるのであつて、生やさしい努力によつてできしたものではない。

しかしながら國內全體を見渡すときは、まだ／＼事變を忘れたやうな多くの行為があるのも事實であり、爲政者も國民も心を一つにして今後これら不健現象の絶滅を期し、苦しみはともに苦しめ、新東亞建設の喜びはともに分ちたいものである。

八十億圓から百億圓に引上げられた貯蓄目標額は、今年度は更に二十億圓引上げられて百二十億圓になつた。

大體今後一年間わが國の各種の經費を賄ふため、前にも述べたやうに、稅收入の增加を圖り、また事業事業の增收率を圖つても尚ほ足りない結果、約六十億圓に上る公債を發行する豫定であり、この消費資金と、日滿支絲合會の生產力擴大資金として要する額が少くとも四十億圓、これを合計して百億圓は前年度と同様に、國民の貯蓄によつて造りださなければならぬ。

昭和十三年度といひ、十四年度といひ、相當の貯蓄の成績を收めてゐるが、事變勃發以來政府の支出が巨額に上つてゐるため、そのうち國民の懷に残つて、購買力となつて國民の手から手へ廻つてゐる分も著るしい額に上つてゐる。

現在は國の力を働かし得るだけ働く

貯蓄は、事變の進展と共にその重要性が加はつてきたのに對して、物價は種々の対策を講じてゐるが、實情は尙ほ勝負の傾向にあり、また今年度からは國の稅の課せられる範圍が廣くなり、從來の稅の引上げられたものもあり、貯蓄を殖やすことは昨年度に比べて決して樂ではない。それだけに又、今までと同じやうな國防の充實を圖る根源も、また節約と貯蓄にある。ところで、肝腎な國民の生活目録が、物價高や生活必需品の配給不適切等のために不安を感じるやうでは、國を擧げて事變の處理や國防の充實に心ゆきまで力をつくすことが出来よう筈がない。この不安の原因を除くためにも亦節約と貯蓄が是非とも必要である。ここに貯蓄ができるか、できないかは國運の分れ目であるといつても決して言ひ過ぎではなく、貯蓄の重要性は一層加はつてきたものといはなければならない。

それでは、第三年目である今年度はどうの程度に貯蓄すればよいか。また今年度の目標額を達成するためには、どんな方法を選んで進むならば最も有效であらうか。

去る四月四日國民貯蓄奨勵委員會の答申を得て、昭和十五年度國民貯蓄奨勵要綱が決定したので、これに従つて今後政府は勿論國民も一體となつて進み、事變遂行の基礎を築き上げねばならない。そ

貯蓄に向けることを勧めてもらひた

い。それは國のためであると共に結局自分自身の將來のためにもなるのである。

なほ、天引貯蓄の率については、各組合又は各人が工夫をこらして最大限の率を定めてもらひたいのであるが、殊に販賣業方面の人々の浪費が問題になつてゐる際であるので、この方面の工場鎌山では、その職場の全員の平均貯蓄率が給料貯金等については一割五分、賞與については二割五分になるやうに今年の目標額を定めることにして、道府県や鎌山監督局の協力を得て日々準備中である。

能力貯蓄の徹底

從來、國民貯蓄は餘裕の少い方面では極めて熱心にやつてゐるので、有産階級の方がかへつて不熱心だと云ふ聲がある。町會などの貯蓄組合にも一ト月三十錢五十錢といふやうな中譯的加入をしてゐる者もある。國債の購入も少いといふ聲も聞く。これは總力戦の題目にも反するし、全體の貯蓄増加を圖る上に頗る遺憾なことであるので、收入の多い人、資産のある人はそれだけ貯蓄の能力もあるわけであるから、その能力を國のために最大限度に發揮して貯蓄を勵行しなければならない。

なほ、能力貯蓄の一方として、多く

の貯蓄機関にも貯蓄の方法にもいろいろある。今度貸りだされる報國債券も大衆の購買力を發揮して貯蓄に向けさせるために、役つとめるものである。貯蓄は如何に有利ない方法があつても、たゞその二つの方法だけでは實效が舉らないからである。殊に今日のやうに各方面に



や債権てじ應に額金のそ、合場ふ質を品選發な價高を法方たつといふもつて貯蓄を一に諸券債貯蓄を新東亜建設に參加する意味で、今年を第一步として誕生

る紀元二千六百年に當つてゐるのであるから、この記念すべき年を壽ぎ新東亜建設に參加する意味で、今年を第一步として誕生



え、組合員は三千五百餘萬人の多きに達し、少くも一戸一人の加入者のない方面は殆んど見られなくなり、これが全體の貯蓄増加に大きな推進力となつて働いてゐることは見てゐることができない。しかもこの組合を通じて貯蓄を見る時蓄は、ちよつと心掛けがよくなかつたならば失くなつてゐたかも知れぬ

購買力が浸潤してゐる時代には、なほ更種々の方法を併用し、他かずく貯蓄を続ける方法を講ずることが效果的である。

金融機關にもいろいろ新しい方法を講じていたらしく同時に、各團體又は個人の間においても、今年は恰かも光輝あ

る貯蓄組合運動開始以來貯蓄百日集めるといふやうな新手を実施してゐる。

貯蓄組合の充實強化

組合の結成強化を運動の核心として進んできたが、昨年十二月末までにその結果は内外地を通じて五十八萬組合を超

るから、天引貯蓄で收入の入口を抑へるやうに、消費、即ち出口で捕へて貯蓄を

してもらふのが適切であると思ふ。收入の方だけを見て能力に應じた貯蓄をさせるのでは充分ではないから、消費の機會

に貯蓄する方法を併せ行つてもらひたい。同じ買物といつても生活必需品につけては論外であるが、例へば高價な贅沢品を買ふ場合、その金額に應じて國債

や貯蓄債券と一緒に買つてもらふと云つた方法を考案して實行してもらひたい。

記念貯蓄の實行

貯蓄機関にも貯蓄の方法にもいろいろある。今度貸りだされる報國債券も大

衆の購買力を發揮して貯蓄に向けさせるために、役つとめるものである。貯蓄は如何に有利ない方法があつても、たゞ

その二つの方法だけでは實效が舉らないからである。殊に今日のやうに各方面に

情のない限り相當長期に亘つて引出すことが出来ないやうになつてゐる點において、特に意義深いものがある。

昨年度においては、組合貯蓄の倍加運動を提唱して貯蓄額の引上げを行つてきただが、大部分の組合は設立後満二年にも達してゐない状態であつて、まづ組合の結成の方に力を注がなければならなかつたので、その内容に立入つてみると、貯蓄率が一律であつたり、貯蓄額がほんの中譯的のものであつたりして、幾多の充實強化すべき點が残つてゐる。

かういふことは殊に町會等の地域的組合に見られる缺陷であると思はれるので、組合が一層健全なる發達を遂げるために、採る手段はいろいろあるが、既に各方面に設けられた貯蓄奨勵實行委員の活動に俟つことより、極めて效果のあがる方法であるから、今後この制度を擴充してもらひたい。また、この實行委員の

とができる。郵便局賣出の國債や貯蓄債券は、今後郵便局において無料保管をするやうに只今準備中であり、近く實施されることとなるので、實施の上はこの施設も大いに利用し、長期に亘つて貯蓄を持續して行くことに努力していただきたい。

百二十億達成の覺悟

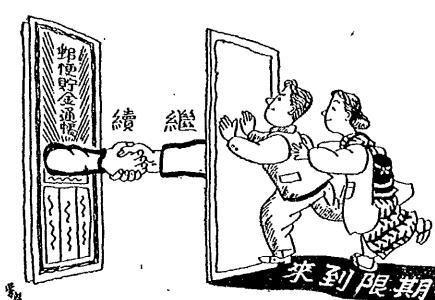
以上述べた各種の方策の実施によつて、是非とも百二十億貯蓄の達成を期したいが、そのためには各人が眞に誠心奉公の覺悟を以て、生活の切下げを斷行して苦しみを忍んで貯蓄することが極めて大切である。そのためには何といつても嚴嵩意識に徹底し、國民精神の緊張を圖ることが第一の要件であり、次に團體毎に具體的の戰時生活實施事項を定め、團體の力によつて戰時下にふさはしい氣風を造りあげ、一方能率を上げて貯

任に當つた人々は組合の個別的指導に携はり、全幅の努力を拂つて貯蓄組合を質的に發展させることに努め、購買力の吸收に當つていたゞきたい。

昨年度に當つたと思ふ場合が多いものである。また金融機關の方でも、短期の預金が多くて何時でも引出されてしまふのでは、預つたお金が公債消化や生産力擴充に振向けようとしても思ふやうに使ふことができない。この際はどうしても長期に亘つて貯蓄を持ち續けてもらはなければならない。この際には更に之を繼續してゆくやうにしたい。

また國債や貯蓄債券は、この意味から云つて極めてよい貯蓄の方法であるが、この場合に最も大切なのは、これを郵便局に預けたおけば、火災や盜難の心配もなく、賣つてしまひたいと思ったときにも手

もとにないために氣持の弛みを抑へること



は、僅かの心の弛みから便ひたくなる。そしてこの便ひたい時が過ぎてしまふと、引出せなかつたことが非常に身の

蓄の元を働き出し、一方消費節約を圖つて貯蓄の元をしづらり出して行くことが實效を擧げ得る最もよい道である。一人一人の努力が集つて始めて百二十億圓となるのであるから、全國民の氣持が一致してゐなければ大きな効果は期待できな

い。
新年度の勢頭に當り、國民は更に覺悟を新たにして、「新東洋百二十億の貯蓄から」を新らしい目じるしとして節約と貯蓄に邁進していただきたい。

☆阿部大使晴れの壯途につく
☆新支那は春の翼につく
☆北支那の死闘——海外通信
英主力艦驅逐艦とドイツ潜水艦隊は、北海方面で如何に血みどろの戦闘をつゝいてゐるだらうか
☆新東洋百二十億の貯蓄から——複数と算出
☆新軍艦「江平」——新國民政府海軍部の新整備艦進水す
☆傳統を輸出に活かす關の町
☆讀物ベーデ
△日本力銀行
△イギリス・フォーク製造工場
△鐵道と鐵道、新税法を觀く
△春の科学——オランダと蘭領
△インフレーションと百二十億貯蓄
△春の科學——農業の保護
△法と富麗——人事開導法の話
△次代國民の育て方(四その他)



北歐電擊作戦の一考察

内閣情報部

去る四月九日ドイツ軍の決行したデンマーク、ノールウェー進撃作戦は、今以て繼續されており、その勝敗の決は未だ決定されてゐない。この作戦の成行如何が、今次歐洲戦争に及ぼす影響は大きい。今こゝに英佛、ドイツ双方の情報を総合して、これに若干の推測を加へて作戦進展の状況を記述してみることにする。

一、北歐方面の地形

ドイツの艦船特に重要物資を運搬する獨商船は、祕密裡に又地形を利用して交通してゐたわけである。今次の戦争に於て制海權を英國にとられてゐるドイツにとつて、ノールウェー海岸は唯一の作戦線であり、重要な海上補給線であったわけである。このノールウェー海岸峡谷の外海に出たところが、ベルゲン方面に二ヶ所、北方に一ヶ所ばかりある。そこに今回英國海軍が機雷を敷設して交通線を遮断したのがこの作戦の前日であった。ノールウェー一般の地形は、アルプス山脈と同高度の山嶽地帯で、僅かに南方オスロ附近に平野があるだけである。従つて飛行場はオスロやはり峡谷の一つであつて、水深もかなり深い。大體に於て、スカガラク海峡内はドイツ側の機雷敷設によつてドイツ側の輸送交通は確保し得られてゐるやうである。

今次作戦上英、獨軍双方が奮戦になつてゐるナルヴィクは不凍港で、その東方に產する鐵礦の輸出港として知られてゐる。これは最後の手である。バルカン作戦を斷行せんか、これにはソ聯、イタリアとの事前に於ける外交接渉を要

ある。ナルヴィクの反対にあたるボトニア灣は、結してゐたのであるが、例年四月中旬から融けはじめると、ノルウェー西岸方面の制海權を敵に握られてゐるドイツ側としては、この方面に輸送補給線を確保せねばならぬことは云ふまでもない。

二、ドイツ軍の作戦

ヒトラーが今次作戦を断行するに至る迄には、慎重な研究が遂げられてゐたものと思はれる。

對英作戦を如何にして遂行するかは、ドイツ軍當局の眞剣に考へたことであり、又世界の識者が注視してをつたことである。オランダ、ベルギーに進入せんか直接英本土に脅威を與へ、その苦痛を増大せしめ得るであらうが、ドーヴィアを渡らなければ單なる威嚇に過ぎないのみならず、オランダ、ベルギー攻略戦は勢ひその南方本陣地線であるマジノ、ジトクフリートの本格的會戦の導火線となる公算が多い。これは最後の手である。バルカン作戦を断行せんか、

する。結局、今次の北歐進撃が一番無難であることにない。

しかもスカンディナヴィア半島の戦略的價値は相當なるものがある。英佛對ドイツの戦闘に於て、殊にドイツ側にとつてスカンディナヴィアはその北方の守りである。もしこれを英國の勢力下に入れんか、北方からの脅威は直接ドイツ本土に迫ることとなる。これに反し、ドイツがこれを制し得たならば、ドイツ本土の援護陣地として國防の安全を確保し、併せて英國攻撃のため、前進基地として利用し得る關係位置にあるといへる。

ドイツの現有潜水艦は一般に小型なもので、海洋遠く出動して英本土に對する輸送を封鎖遮断するには聊か不十分の觀があつたが、ノールウェー海岸に基地を前進し、これを利用すればその活動力は相當に擴大されることになるであらう。又その航空機は從來ドイツ本土の北端デンマーク國境附近の基地から英本土のスコットランド北方を空襲してゐた模様で、英本土の防空地帯を通過しなくてはならぬ不利があつたが、今次作戦によつてベルゲン方面に飛行前進

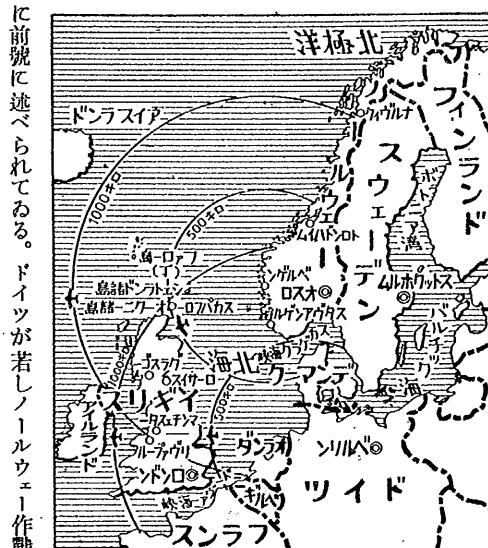
以上の作戦は、ヒトラーを始め少數の幕僚によつて充分に研究され作戦開始の時期を捕獲するに努め、あつたものと思はれる。英國のノールウェー方面に對する經濟封鎖工作がいよいよ強化せられる機が到来した三月下旬、祕密裡に作戦準備が進められてゐた。當時既にドイツは船舶百数十隻を集中中であるといふやうな情報も現はれてゐたのであるが、これがノールウェー作戦のためとは當の英國當局でも考へ及ばなかつた。

三、英國の作戦

權謀術數外交や經濟封鎖で何とかドイツを參らせようと圖る英國の政略戰に對し、これが突破を圖つたのが今次のドイツ北歐進撃であつた。九日拂曉、この空發情報に接した英當局の驚きもさることと察せられる。

絶對優勢を誇る英國海軍艦隊は開戦以來貧弱なドイツ海軍とは正々堂々の戦闘を交へる術もなく、その主力艦隊はドイツ空軍の空襲圈を避け英本土の西北端方面にある模様で、その一部のものが北海の封鎖哨戒に任じてゐた模様である。従つて荒天に乗じて敢行されたこの奇襲上陸作戦を海上に於て破壊する機を逸したことは、英國海軍としてはかへすゝも殘念であつたことであらう。遠くナルヴィク方面に向ふドイツ軍部隊輸送船團に遭遇した英駆逐艦も、大いに活躍した模様で、その一つが海岸にノシ上げて

基地を確得し得れば、英海軍の要地スカバフロー方面に對する飛行距離は作戦前より約三分の一を短縮し得られることとなる。



期は遂に來たつた。四月八日英海軍がノールウェーの領海を敢へて侵犯し機雷を敷設したその夜兼ねて待期中の作戦軍に出撃を令した。その兵力はもとより知り得ないが、デンマークに進入せよ一軍團と思はれるものは直ちにデンマーク全土を一兵に血ぬらずして占領、他の一隊は海軍艦隊護衛の下にスカガラク海峡を横断し、九日未明主力部隊はオスロ附近に上陸、一部隊は北海の英海軍の封鎖線を突破してベルゲン、トロンドハイム、ナルヴィク等の西海岸の要衝に奇襲上陸してこれを占領した。海上兵力輸送による外空中輸送による兵力増強も行つてゐる。ノールウェー

あるのを見てもその活躍の一端が窺はれる。北歐作戦の間、英獨艦隊の海戦といふ程のものは起らなかつた。しかし、ドイツ側としてはオスロ上陸作戦途中、二つの巡洋艦を始め駆逐艦四、五隻の損害を受け、貧弱なドイツ海軍にとっては相當の打撃と云はなければならぬ。特に當時天候悪しく、ドイツの優勢なる飛行機を以て英國海軍艦艇に對し攻撃し得なかつたことは英國側にとって幸ひであつた。英側の損害は駆逐艦四隻を始め他に若干の損害があつた。

英國當局としては、面目にかけてもドイツの傍若無人の作戦を断乎撃破しなければならない。情報によれば、十五日頃以來、英國陸上部隊はナルヴィク北方地盤に上陸これを攻撃してゐる模様である。英國軍がノールウェー作戦に拂ふ努力の如何は、戰局の前途に非常な影響を及ぼすものであつて、當分の間は争奪戦が續行されるであらう。

四月十三日 □ナルヴィクで英獨海戦、獨
駆逐艦七隻撃沈(英海軍省發表)、英駆逐
艦に大損害(獨軍司令部發表) □シエ
トランド沖でグラスゴー級英巡洋艦に
魚雷命中、スカガラクで英潛
水艦三隻撃沈(獨軍司令部發表)
妻) □英領諸島にノール

ウェー援助の親電
十四日 □バルチック海及びその入口に
機雷敷設と英海軍省發表 □獨軍
モーゼル河東部のマジノ線に攻撃開始
マオランダ戒嚴令発大

十五日 □英軍ノールウェー海岸敷所に
上陸すと英政府發表 次いでナルヴィク
占領と英放送 □獨軍占領地域に英軍
上陸の事實なし」と獨軍當局談 □蘭印
獨軍司令部發表

十六日 □英軍アイスランド東南の丁領
ファーレー島に上陸(英政府發表) □ナ
ルヴィク西方四五十キロの無人のフロ
(英陸軍省發表)

十七日 □ナルヴィク地盤へラングス。
ヨルドに英軍始めて上陸企圖、獨軍
擊退、獨軍司令部發表 □英艦スタ
ヴァンガル砲撃、獨機、英巡
洋艦一隻を撃沈(同上) □英
機スタヴァンガル猛烈(英空
軍省發表) □ハル米國務長

官「蘭印の現状維持」を聲明

十八日 □獨伊軍事使節の交換 発表

△英陸軍引續きノールウェーに上陸

北歐三国と英獨ソ

外務省情報部

歴史的の汎スカンディナヴィア主義

〇〇年(寛政十二年)にはそれにプロシアを加へたが、一方、英國外交は自國防禦の建前からその結合を破壊しようとした。

英佛對ドイツの戦火は、獨佛國境を敢へて避け、遂に北歐スカンディナヴィアに波及した。

元來、バルチック海をめぐる北歐スカンディナヴィア諸國に於ては、一般に汎スカンディナヴィア主義が強かつた。

スウェーデンは十七世紀のグスタフ・アドルフス時代以後に興隆し、一六九〇年(元永三年)、商業上の利益擁護のためにデンマークと同盟を結び、さらに一七五五年(寶曆五年)に英國の對佛封鎖に際し、スウェーデン、デンマーク兩國は再び同盟し、一七七八年(安永七年)に

はロシアと共に三國同盟を締結するに至り、次いで一八

年の後、世界大戦に際し再びこの汎スカンディナヴィ

ア主義運動勃興の氣運を生じ、戰後冷却したが、一九三一年に至りスウェーデン、ノールウェー、デンマーク、

フィンランド、オランダ、ベルギー、ルクセンブルグ間のオスロ會議により、それら諸國間にオスロ・ブロックと通稱される經濟協定が成立し、さらに一九三七年のハーグ會議に於て前記諸國間の關稅障壁の引下げが行はれたのであつた。

スカンディナヴィア・ブロック再生

それと前後して、さしせまる歐洲情勢の不安とともに大戰勃發に際し、スウェーデンの大鐵鑄資源の奪取が不可避と見られるに至り、スウェーデン政府は一九三七年より軍備の充實につとめ、且つスカンディナヴィア諸國との間に經濟、政治、軍事に亘る相互援助を企て、スウェーデン外相は同年四月にヘルシンキに於て、デンマーク、ノールウェー、フィンランドの各外相と、次いで六月にはコペンハーゲンに於て、又九月には、ストックホルムに於て、それぐ北歐四ヶ國會議を開き、且つスウェーデン、ノールウェー、デンマークの三國元首も同じ目的の下に同年五月にコペンハーゲンに於て會合せら

障占領ならびにノールウェーへの保護進撃となり、こゝに北歐三ヶ國はいづれも異なる狀態におかれるに至つたのである。

スウェーデンを繞る經濟封鎖戦

元來、スウェーデンは歴史的にロシアの西方發展を恐れ、ためにそのロシアと久しく對抗してゐたドイツに依存するの傾向を強く持ち、又、經濟的にも去る世界大戰に際し中立を維持し通ることが出来て、ドイツへの中繼貿易を盛んに行つて巨利を博したのみならず、今日の對外貿易中ドイツが主位を占め、兩國の關係は政經とともに比較的密接と見られてゐた。

因みに一九三七年度に於けるスウェーデンの輸出總額は約十七億四千萬圓、輸入總額は約十八億五千萬圓に達し、その國別内譯は左の通りであつた。

	輸出	輸入
英國	二三・九%	二〇・八%
ドイツ	一五・七%	一三・八%
米國		

るゝ等、汎スカンディナヴィア主義はいはゆるスカンディ

ナヴィア・ブロックとして再生されることとなつた。

かくして今次大戰の勃發となり、ソ聯のフィンランド

進撃が開始されるや、スウェーデンは對外援助の強硬決意

を示し、ノールウェーもスウェーデン程に積極的ではな

いが對外援助に出で、これら兩國の反ソ態度はとみに硬化

を傳へられた。しかるにドイツは、英佛側に對する威嚇

もかねて獨ソ提携にもとづきソ聯支持の態度を明らかに

し、漸次それらスカンディナヴィア諸國に對して壓力を

加へるに至つた。

そして獨英ソ三列強からの壓迫により、次第に中立の維持が困難となつたスウェーデン、ノールウェー、デンマークの北歐三國は、二月二十五日コペンハーゲンに於て三國外相會議を開き、嚴正中立持續の申合せを行ひ、瑞

諸國は對外援助軍派遣を拒絶してソ聯戰争に深入りする

ことを避け、躍起となつて中立維持につとめたが、英獨

經濟封鎖戦の深刻化につれ、果してスウェーデン鐵鑄を

めぐり英獨兩軍の行動積極化し、ドイツのデンマーク保

護へられた。しかるにドイツは、英佛側に對する威嚇もかねて獨ソ提携にもとづきソ聯支持の態度を明らかにし、漸次それらスカンディナヴィア諸國に對して壓力を加へるに至つた。

そして獨英ソ三列強からの壓迫により、次第に中立の維持が困難となつたスウェーデン、ノールウェー、デンマークの北歐三國は、二月二十五日コペンハーゲンに於て三國外相會議を開き、嚴正中立持續の申合せを行ひ、瑞諸國は對外援助軍派遣を拒絶してソ聯戰争に深入りすることを避け、躍起となつて中立維持につとめたが、英獨經濟封鎖戦の深刻化につれ、果してスウェーデン鐵鑄をめぐり英獨兩軍の行動積極化し、ドイツのデンマーク保護へられた。

而して、最も注目的となつてゐるスウェーデン鐵鑄のドイツ向け輸出は、一九三七年に約九百四十六萬圓、三八年に八百九十五萬圓とされてゐるが、スウェーデン

は英國に對しても一九三七年に約三百二十一萬噸、三八年に百六十五萬噸の鐵礦を供給してゐたのである。従つてドイツとしては、國內需要の約六割近くまでも依存してゐるほどに重要なスウェーデン鐵礦的主要輸送路たるノールウェー沿岸を確保するとともに、同鐵礦の對英供給を阻止せんとする希望を持つことは當然であつた。

かつまたスウェーデンはドイツから石炭、綿布、機械類、自動車類を輸入し、ドイツへバルブ、バタ、木材等をも供給しており、即ちスウェーデンをめぐる英獨間の經濟封鎖戦は鐵礦をはじめそれらの物資も問題とされてゐるのである。

英海軍力に依存するノールウェー

去る一九〇五年(明治三十八年)、スウェーデンとの聯合關係を廢絶し新たに王國を建設したノールウェーは、當時英國の支持によつてデンマーク王子ハーコン七世が国王に迎へられ、世界大戦には同じ中立側でもスウェーデンの親獨的であつたのに比べノールウェーは英國に近づいた。

	輸	出	輸	入
英 国	二三・五%	英 国	一七・七%	
ド イ ツ	一三・一%	ド イ ツ	一七・六%	
米 國	一一・六%	ス ウェ ーデ ン	八・〇%	米 國
フ ラ ン ス	六・〇%	ペ ル ギ ー	四・三%	
デ ン マ ー ク	四・三%	カ ナ ダ	四・〇%	
ベ ル ギ ー	三・五%	デ ン マ ー ク	四・〇%	
日 本	一・八%	フ ラ ン ス	三・二%	

主要輸出品としては魚介類(輸出總額の一四・八%を占む)を第一として、次いでバルブ(二二・四%)、紙(八・八%)、各種鐵(七%)、動物性肥料及び磷酸加里(六・九%)が擧げられる。又、主要輸入品としては機械器具類(輸入總額の八・二%を占む)を初め、油脂ゴム類(七・五%)、船舶(七・一%)、穀物類(六・三%)、鐵及び鋼鐵製品(六・一%)等が數々られてゐる。

北歐諸國と協調のデンマーク

デンマークは傳統的に汎スカンディナヴィア主義をとり、それら北歐諸國と協調を保ち、世界大戦中は英佛側に對する好意的中立を守つた。そしてドイツはヴェルサイユ條約に基づき一九二〇年(大正九年)人民投票を施行した結果、デンマークに對し、シレジア公國の四割五分を割譲するの已むなきに至り、その後かる經過によるデンマーク國內のドイツ少數民族問題は、シュレスウィヒ・ナチス運動の貌により一九三七年頃より次第に活潑となつたのである。

	輸	出	輸	入
英 国	五七・一%	英 国	三六・六%	
ド イ ツ	二二・四%	ド イ ツ	二五・四%	
ス ウェ ーデ ン	四・五%	ス ウェ ーデ ン	六・九%	
ノールウェー	三・五%	米 國	五・三%	

く、この間に同國の工業ならびに海運業は著しく發達した。そして同國が總噸數四百六十一萬噸(一九三八年七月現在世界總噸數の約七分を占む)の商船隊を擁するに至り、わが國に次ぎ世界第四位の海運國となつてゐることは餘りにも有名であるが、殊に國際的な海運と漁業に活動する小海軍國ノールウェーとしては大海軍力を擁する英國に依存せざるを得ないものと見られてゐたのである。なほ、一九三六年度に於けるノールウェーの輸出總額は約五億八千萬圓、輸入總額七億八千萬圓に達し、その國別内譯は左の通りであつた。

	輸	出	輸	入
英 国	二三・五%	英 国	一七・七%	
ド イ ツ	一三・一%	ド イ ツ	一七・六%	
米 國	一一・六%	ス ウェ ーデ ン	八・〇%	米 國
フ ラ ン ス	六・〇%	ペ ル ギ ー	四・三%	
デ ン マ ー ク	四・三%	カ ナ ダ	四・〇%	
ベ ル ギ ー	三・五%	デ ン マ ー ク	四・〇%	
日 本	一・八%	フ ラ ン ス	三・二%	

一方、デンマーク側は、常にスカンディナヴィア・プロック外交を堅持するとともに、ドイツ側との軋轢を極力さけ、ソ芬和平成立後はスウェーデン及びノールウェーと北歐防守同盟運動などを行ひ、中立維持策に苦慮してゐたのであつた。

元來、デンマークは世界的に有名な農業國で沃土に恵まれ、特に畜産品が多く、ドイツの保障占領の目的はノルウェー制鐵の飛石、ならびに對英攻撃の基地獲得に止まらず、從來主として對英供給されてゐたデンマークそれ自體の豊富な食糧資源の確保にありと傳へられてゐる。

フランス 一五
フィンランド 一五
ベルギー 一三
オランダ 一三
スイス 一三
米國 〇九

オランダ 三〇
ノールウェー 三〇
ベルギー 二二
ソ連 二〇
ボーランド 一八
フィンランド 一六

ノールウェー 二〇
ソ連 二〇
北歐進出の態勢を示すソ聯

國の總輸入に於てデンマークは全體の四分を占め、ニユージーランドに次ぎ第七位にあり、ドイツよりも上位にあつたほどである。

なほ、主要輸出品としては肉類(輸出總額の三七・九%を占む)を第一として、次いで牛乳(三一・四%)・鶏卵(一一・二%)・生動物(七・九%)・油脂(五・四%)が挙げられる。又、主要輸入品としては鐵産物(輸入總額の一〇・六%を占む)を初め、鐵鋼及び同製品(九・三%)・穀類(七・三%)・鐵油油脂(七・一%)・生植物果實種子(七・〇%)等が數へられる。

以上の通り、その貿易を見ても北歐三國が極めて深刻な英獨の角逐市場とされてゐたことと共に、特にデンマークの對英食糧供給(主としてベーコン、バタ、鶏卵)が重々を帶びてゐたことが察知されよう。英國側としても、既に今日あるを豫期してそれら食糧品を戰火の及ばぬ諸國からつとめて求めるやうにしてゐたとは云へ、從來英

ク輸出に於て第八位を占める以外に目ぼしい活躍は示してゐないが、政治的に英獨とならび稱される地歩を據してゐることは周知の處となつてゐる。

一方、ソ聯は去る三月のソ芬講和條約に於て自國領内のムルマンスク鐵道のカングラクシャより、フィンランド領のケミヤルヴィをつなぐ鐵道の敷設を協定したが、最近はさらにそれをノールウェーまで延長の計畫が傳へられてゐるやうに、即ちそれによつてバルト海を経ずして直接大西洋に出口を求める足場として北部ノールウェー進出の體勢を示してゐると傳へられる等、かくして北歐諸國の對英獨ソ聯關係はます々複雜化しつゝあるのである。

一千六百年史抄 (二)

内閣情報部參與
菊池亮

戦国時代

足利時代の末期には、下剋上の實例が到る處に在る。京都に於て、將軍家の權力が、管領の細川氏に移り、それが亦、細川氏の家臣の三好氏に移り、それが四轉して、三好氏の家來の松永久秀に移り、久秀は將軍義輝を弑してゐる。美濃では、齋藤氏が、その主家の土岐氏を追ひ、近江では浅井氏が主家の京極氏を廃し、越前では朝倉氏が起つて主家の斯波氏から國を奪つてゐる。中國では、大内氏の旗下から毛利氏が起つてゐるし、四國では土佐の一條氏の被官たる長曾我部氏が勃興してゐる。中國では、赤松氏の權力が家臣の油上氏に移り、油上氏の家臣宇喜多氏が、又之に代つてゐる。關東では、鎌倉の足利氏の權力が兩上杉氏に移つたが、その權力が家臣の長尾氏に移つてゐる。

だから、鎌倉時代以来の大名で、潰れなかつたのは、九州で島津氏、奥州で伊達氏くる
だけで、山名、細川、兩上杉、今川、京極、畠山、赤松、大内、九州の少貳、大友、菊池氏な
ど、みんな亡んでしまつたのである。

そして、その家臣もしくは被官の中の實力あるものが、その後を襲つたわけだが、しかも何
等の地盤もなしに、躍起したのは、北條早雲と豊臣秀吉の二人である。尤も、北條早雲は駿河
の今川氏との縁故を頼りに、伊豆を奪つたわけだが、秀吉は徒手空拳でスタートしたのである。
この時代の人物を二つに別けると、

(イ) 武将としても政治家としても一流の人

豊臣秀吉、徳川家康、織田信長、毛利元就、北條早雲、北條氏康、伊達政宗、武田信玄、小

早川隆景、長曾我部元親、蒲生氏郷

(ロ) 武将として一流の人

上杉謙信、吉川元春、立花宗茂、加藤清正、加藤嘉明、藤堂高虎、島津義弘、黒田長政

(イ) に属する連中は、秀吉、家康以外の人々も、政治家として民政に明るく、人情の機微にも
通じ、天の利、地の利を得れば、もつと大を爲し得た人々である。(ロ)に挙げた人々は、政治的
手腕には乏しいが、義理堅く勇敢で、殊に吉川元春などは同じ長州の乃木將軍を思はせるやう
な剛毅質朴な猛將である。

戦国時代の戦争の中で、賴山陽は三大戦として桶狭間の戦、嚴島の戦、川越の夜戦の三つを

挙げてゐる。この中、桶狭間の戦は、信長の出世戦争であるばかりでなく、天下の大勢にも影
響した。嚴島の戦は、毛利氏の興亡を賭けた戦である。川越の夜戦は、北條氏康が寡兵を以て
兩上杉八萬の大軍を撃破した快戦だが、その古戦場が直ぐ東京の近くにありながら、殆んど世
人に忘れられてゐるのは、北條氏康が亡んでしまつた爲めかも知れない。

が、この三大戦よりも、川中島の戦争が、有名である。これは、あの豪快な主將の一騎打

が、後代まで人氣があるのだらう。上杉謙信は、足に少し引きつりのある五尺そくの小軀
だつたが、その猛氣は、敵味方に怖れられてゐた。

當時、一軍と一軍との戦争とすれば、甲越二将は、もつとも強かつたが、この二将と相模の北

條氏康とが、南北の一線上に連り、お互に牽制し合つて、三人とも西方に向つて身動きが出来

なかつたのである。

戦国時代は、一見いたづらに混亂した暗黒時代に見えるが、この中に日本全國が自ら統一に向
つて、動いてゐたのである。

しかも、群雄の胸裡に共通した思想は、京都に出て、皇室を戴くといふことであつた。天
日を掩つてゐた雲が除かれたごとく、足利將軍が没落すると共に、皇室尊崇の思想が目覺めて來
た。領土擴張に夢中に見える群雄達も、皇室を戴くにあらざれば、天下に號令することが不可
能であることを、皆心得てゐたのである。

上杉謙信の如きは、年二十三の時、朝廷から從四位下彈正少弼に敍任されると、朝恩の厚さ

に感激し、「我坐ながらにして、官爵を受く、是恐らくは人臣の大義に非ず。將に上洛して天恩を拜謝せん」と云つて、二度まで京都に上つてゐる。當時、越後から京都まで、敵が味方か分らない國々の間を出かけて行くなど、並々ならぬ心がけであった。

毛利元就も、勤皇の志があつたし、織田信長は、父信秀の代から、皇居の修理に献金などしている。

彼等に忠誠の志もあつたのであらうが、皇室を奉戴するのでなければ、群雄を獨御出来ないことを知つてゐたのである。

だから、戦国時代の後半は、彼等の上洛競走になつてゐたのである。

その中で最初に上洛行動のスタートを切つたのが今川義元である。

今川家は、下剋上の犠牲にならなかつた足利時代の名家だ。義元は相當の人物で、駿遠參の大兵を擁して、尾張を衝いて一舉に、信長を踏み潰して、京都に入らうとしたのである。當時信長は、尾張一國をさへ統一してゐないし、兵力から云つて今川の敵ではなかつたが、「大中入り」と云ふ捨身の奇襲戰法に依つて、義元を一蹴して、その首級を擧げたのである。

義元を打倒した信長は、義元の壯圖だけを承け継いで、その戰勝の餘威に乗じて、上洛行動

の準備を爲し、先づ今川から自立した徳川家康と攻守同盟を結んで、後顧の憂を絶ち、美濃の齋藤を追うて道を開き、近江の淺井長政に妹を嫁して、途中の不安を除き、その上洛の志を達したのが、永祿十一年である。桶狭間の大勝から八年目である。

三好、松永などの下剋上の兵隊と違ひ、規律の嚴肅な新興兵士とも云ふべき信長の軍勢は、京都には入つても、秋毫も犯さなかつたから、忽ちに上下の信望を得て、信長の京都に於ける位置を、堅實なものにしたのである。

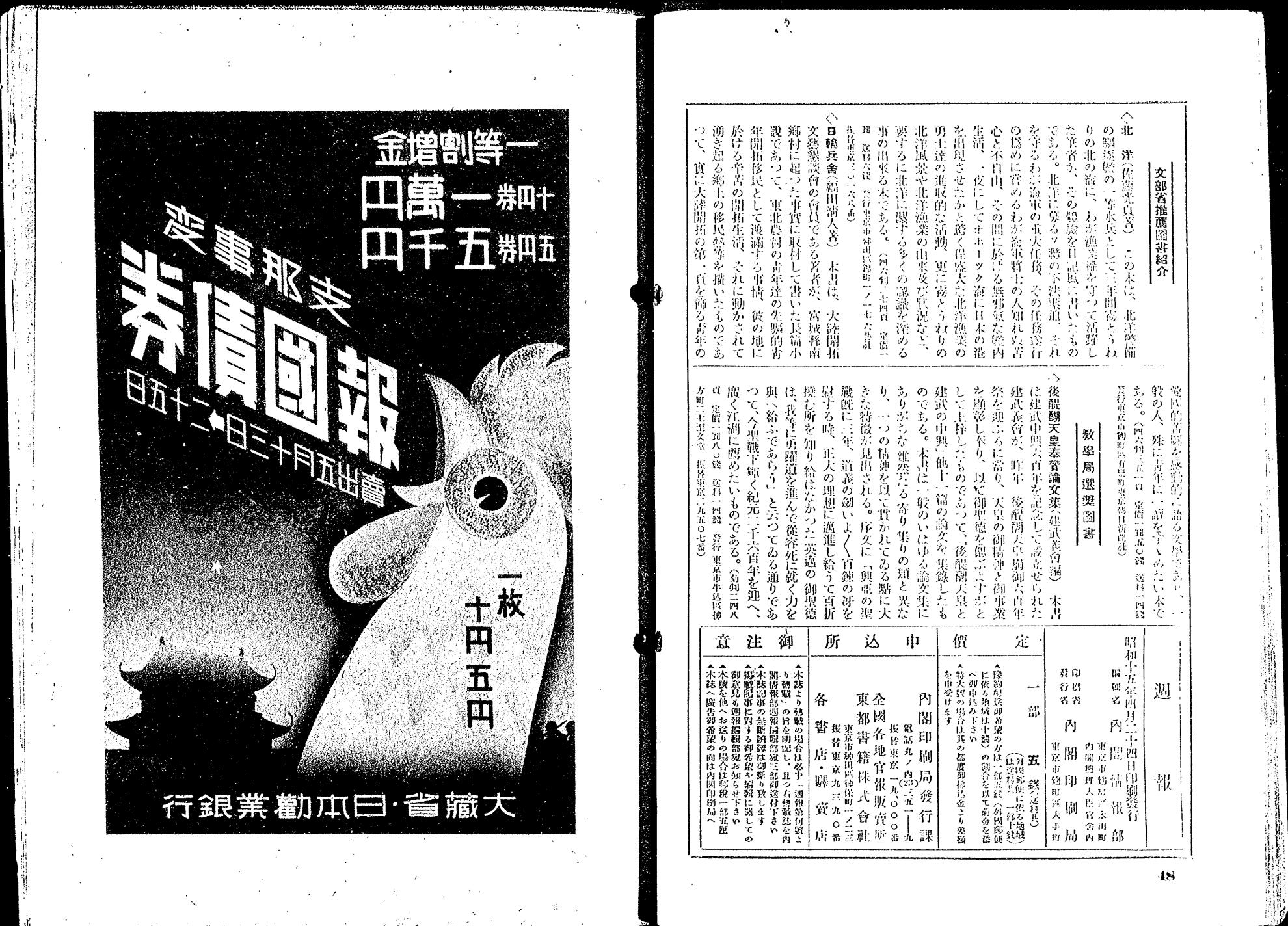
織田信長が、先づ京都に入つて彼の理想たる「天下布武」の第一歩に成功したのは、彼が他の群雄に比して、最も地の利を得てゐたからである。濃尾の地は、伊吹、鉢鹿の縱走山脈に依つて、近畿と隔絶してゐたため、中央政局の波動から、超然としてゐることが出来たし、又本州中部の上杉、武田、北條の諸勢力は、互に牽制し合つてゐたし、偶々伸びて來た今川には、奇勝するところが出来た。それに足利三管領の一なる斯波氏の重臣家だから、京都の諸事情にも精通してゐた。その上、慧眼な信長は、新兵器たる鐵砲を重視して、真先に採用してゐる。鐵砲を主力とした近世的な戰法にかつては、戦國の諸将も手を焼いたであらう。當時の鐵砲の有效距離は、僅かに三三十間だつたといはれるが、それにして木槍の二三千倍は届くわけだ。鐵砲が、勝敗を左右した著しい例は、天正三年の長篠の戰である。しかも鐵砲を武器とする以上、尾張平野は絶好の練兵場になるわけだ。その上、尾張は物産にも豊富である。この英雄兒は、地理的にも、いろいろ恵まれてゐたのだ。

(この「二十六百年史抄」に限り無断轉載を禁す)



露光量違いにより重複撮影

18



文部省推薦圖書紹介

（北洋佐藤光貞著）この本は、北洋艦隊の開拓船の一等水兵として三年間海とうわ

般の人、殊に青年には、讀をすゝめたい本である。(四六刊三五二頁 定價一圓五角 銀圓一四八分)

意注所申込		定價	昭和十五年四月二十四日印刷發行	
		一 部	内閣 印 刷 局	内閣 印 刷 局
内閣	印刷局	五錢(足利)	東京市内閣印制局内	東京市内閣印制局内
電話	内閣印制局内(二)五二一九	(は付料金に依る地城)	内閣總理大臣官房内	内閣總理大臣官房内
拔替	東京一九〇〇〇番	(は付料金に依る地城)	東京市内閣印制局内	東京市内閣印制局内
各地	全国各地官報販賣所	（は付料金に依る地城）	東京市内閣印制局内	東京市内閣印制局内
東都	書籍株式會社	（は付料金に依る地城）	東京市内閣印制局内	東京市内閣印制局内
各書	東京市内閣印制局内(二)五二一九〇番	（は付料金に依る地城）	東京市内閣印制局内	東京市内閣印制局内
店	店	（は付料金に依る地城）	東京市内閣印制局内	東京市内閣印制局内
本號	より發送の場合は必ず、運賃別額を記入せよ。	（は付料金に依る地城）	東京市内閣印制局内	東京市内閣印制局内
郵便	の旨を記入し、且つ右種類記入を要す。	（は付料金に依る地城）	東京市内閣印制局内	東京市内閣印制局内
開報	報紙等運送局御認印を附せ付さない。	（は付料金に依る地城）	東京市内閣印制局内	東京市内閣印制局内
本號	記入する御要求を附記に記して置く。	（は付料金に依る地城）	東京市内閣印制局内	東京市内閣印制局内
郵便	事務に對する御要求を附記に記して置く。	（は付料金に依る地城）	東京市内閣印制局内	東京市内閣印制局内
御見	も遇報機械部御知らせ下さい。	（は付料金に依る地城）	東京市内閣印制局内	東京市内閣印制局内
本號	を他へお送りの場合は郵便部御置	（は付料金に依る地城）	東京市内閣印制局内	東京市内閣印制局内

露光量違ひにより重複撮影

週報

五 月 一 日 號

法人の税金はどう變つたか
結核に對する認識と實踐
母と乳幼児の體力向上
外地の保健狀況と對策
外貨獲得と農林水產物(下)
抗 日 一 二 黨 の 摩 擦 狀 度 寛
海 商 軍 業 小 痘 院 組 合 現 制 狀 度
密 别 二 千 六 百 年 史 抄 (上) 宽
内閣情報部參與菊池

第一八五號

昭和十五年五月一日

(毎週二回水曜日發行)

内閣印刷局印刷發行

五 銀

(判LA5)規格規定國はさき火の書本

金属よりベークライト

(登録商標)

ベークライトなる文字は合成樹脂製品に對する當社の所有する登録商標であります。

金属其他の不足物資をベークライト製品によつて代替し、その恒久化を圖り新時代に適應する企畫を御立て下さい。使用個所に依つては不足物資以上の優秀な性能を發揮します。

東京市日本橋区室町 日本ベークライト株式會社
營業所 東京市赤坂区溜池町